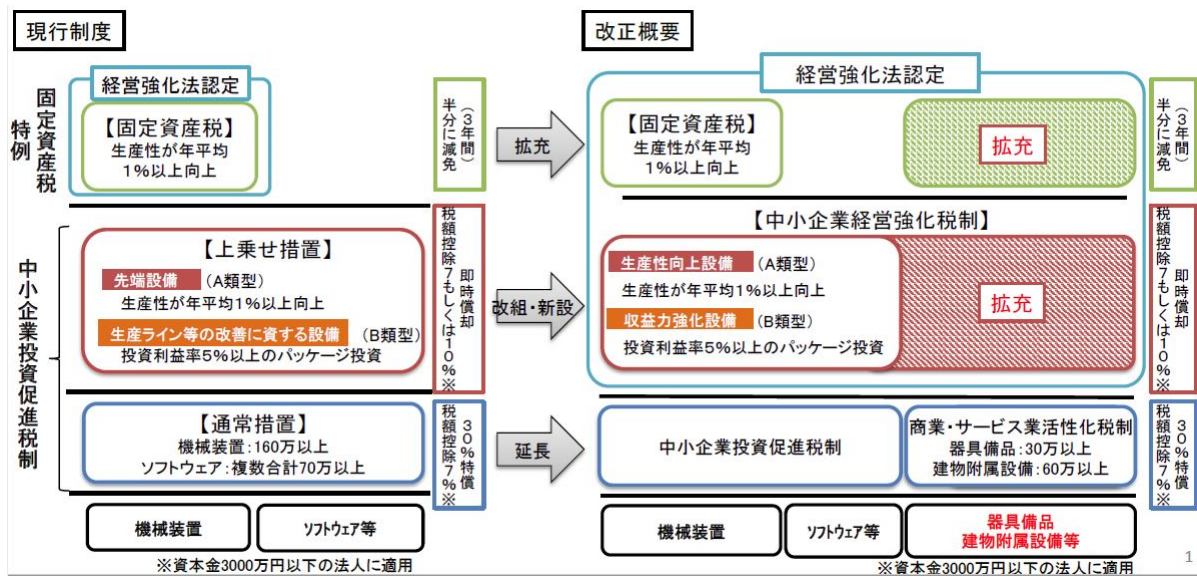


中小企業等経営強化法の経営力強化税制について

掲題税制が H29 年度から施行されます。
概略の内容は下記の通りです。

- ①現在実施中（H28 年 7 月～）の**固定資産税特例**（経営力強化税制）は太陽光発電の受変電設備だけでしたが、今回は建物付属設備の一般受変電設備にも拡充されました。
：地方税
 - ②現在実施中（H26～28）の生産性向上設備投資促進税制は 3 月末で終了し、改組・新設されて**中小企業経営強化税制**となります。（太陽光発電用と建物付属設備用の両方とも可能）
：国税（法人税）
- ・①、②の適用期間は、H30 年度までの 2 年間です。
 - ・対象は両税制とも 40 道県の中小企業となります。（残りの東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県、千葉県、京都府でも特例があります）・・・P2 の地域・業種の説明図 参照
 - ・現行の H26～28 の**生産性向上設備投資促進税制**は、H28 年度内に取得済み分の申請として 12 月頃までは続きます。（申請法人の申告時期（会計年度）によるため）

税制の概要説明図



現在中小企業庁にて法律の 4 月施行に向けて関係省庁との調整など準備段階です。
追って具体的な内容（説明、申請方法など）を公開します。

なお、当工業会が取扱いの高圧受変電設備に関する部分を中心に紹介しております。
その他の設備に係る部分は省略していますのでご了承願います。

地域・業種の説明図

○地域別の最低賃金に基づき、以下のように対象を指定。

<平成28年度地域別最低賃金(昇順)>

宮崎県	714
沖縄県	714
鳥取県	715
高知県	715
佐賀県	715
長崎県	715
熊本県	715
大分県	716
鹿児島県	716
青森県	716
岩手県	716
秋田県	716
徳島県	716
山形県	717
愛媛県	717
高知県	718
福島県	726
香川県	742
宮城県	748
新潟県	753
和歌山県	753
山口県	753
福井県	754
石川県	757
岡山県	757
群馬県	759
山梨県	759
奈良県	762
福岡県	765
富山県	770
長野県	770
茨城県	771
栃木県	775
岐阜県	776
北海道	788
滋賀県	788
広島県	793
三重県	795
静岡県	807
兵庫県	819
京都府	831
千葉県	842
埼玉県	845
愛知県	845
大阪府	883
神奈川県	930
東京都	932

①
最低賃金が全国平均(823円)未満

②
全国加重平均
823円

最低賃金が全国平均(823円)以上

①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)未満の地域については、
全ての業種を対象とする。



②最低賃金が全国平均以上の地域

○最低賃金が全国平均(823円)以上の地域においても、**労働生産性が全国平均未満の業種(※)については特例の対象とする。**

(参考)24年経済センサスにおいては、一部の小売業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、労働生産性が全国平均未満。
※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。



以上